射水市告示第３２９号

地方税法の規定により送達する書類の公示送達について

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類を財務管理部収納対策課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１９日

射水市長　夏　野　元　志

１　送達すべき書類を特定するために必要な情報

地方税法の規定により送達する書類（射収第１０４２号）

２　送達を受けるべき者の氏名

氏名：鍋嶋　康弘

〔注意〕

地方税法第２０条の２第３項の規定により、この掲示をした日から起算して７日を経過した後も上記の書類を受領しないときは、書類の送達があったものとみなされます。